

NO	質問事項	回答
1	当社においては、7月の人事異動において総括担当者の変更を予定しております。受託が決定した以降に変更となった場合、なんらかの書面をもって当該事項を発注者である貴市へご連絡することで対応は可能でしょうか。	現時点の担当者でご提出ください。やむをえない事情で担当者を変更する場合は、都度書面をもって本市までご連絡ください。
2	ワークショップ参加者およびヒアリング先の選定は委託者である貴市が行いますでしょうか。それとも受託者である当社が貴市と協議のうえ、行うのでしょうか。	基本的に本市が担いますが、必要に応じて受託者とも協議の上、行います。
3	意見交換会への委員招集は貴市が行いますでしょうか。それとも受託者である当社が貴市と協議のうえ、行うのでしょうか。	基本的に本市が担いますが、必要に応じて受託者とも協議の上、行います。
4	ワークショップ参加者の交通費、お茶等の飲料の提供についても、意見交換会と同様に、受託者の負担となるのでしょうか。	ワークショップについては、参加者への飲料の提供及び交通費の支給は想定しておりません。
5	「広場運営のあり方（仮）」作成の際に参考とする先進事例について、これまでの関連業務で取りまとめた資料等は提供いただけますでしょうか。	必要に応じ、適宜資料をご提供することは可能です。
6	業務実績調書に記載する業務実績は仕様書第2章第1項から第5項に掲げる業務ごとに1件ずつ計5件記述するのでしょうか。	5つの業務についてすべての実績がございましたら、1件ずつ記載願います。5つの業務のうち、一部の実績がある場合には、その分のご記載をお願いします。
7	公共施設整備における官民連携手法の導入可能性調査業務は、「広場運営のあり方（仮）」の作成における同種事務にあたるとの理解でよろしいでしょうか。	公共施設整備における官民連携手法の導入可能性調査業務においても、評価要領に記載の通り、新築の建築物に対して行った場合は同種、既存の建築物に対して行った場合は類似となります。
8	実施要領6（1）提出書類の「カ. 実績の成果品」は過去に業務を受託した地公体によっては成果品を非公表としている場合もあり、提出が不可能な場合もあります。同じ実績があるにもかかわらず、提出の如何により評価が分かれることも考えられますが、いかがでしょうか。	実績の成果品の提出が難しい場合には、提出は不要です。当該実績を証明できるもの（契約書の表紙の写しなど）をご提出ください。なお、「カ. 実績の成果品」の有無によって評価が決まることはありません。